

《札幌市からのお知らせ》

南1条通（西7丁目通～石山通）の 整備に係る説明会のご案内

日頃より札幌市の行政並びに道路整備に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

札幌市では、令和8年度より都市計画道路 南1条通（西7丁目通～石山通）の整備事業に着手する予定です。つきましては、**関係する地権者及び建物所有者の皆様・町内会の皆様を対象に事前説明会を開催します**ので、以下のとおり、ご案内させていただきます。

なお、お仕事の都合等で、説明会にご出席できない方々のために、事業概要資料を添付いたしましたので、ご不明な点などがございましたら、下記の担当までご連絡ください。

◆ 会 場：中央区民センター（中央区複合庁舎 1階区民ホール）

※裏面参照

◆ 日 時：令和7年10月30日（木）15：00から1時間程度（14：45開場）

※ 上靴又はスリッパのご持参をお願いいたします。

※ 駐車場台数には限りがございますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。

※ 当日は冷えることが予想されるため、暖かい服装でお越しください。

○担当：札幌市建設局土木部道路課 かず た 数田 あほう 安房（TEL:011-211-2617）

事業箇所・説明会場案内図

南1条通

月寒通

<説明会について>

場所：中央区民センター（1階区民ホール）

住所：中) 南3条西11丁目 中央区複合庁舎

日時：令和 7 年 10 月 30 日（木）15:00～（14：45 開場）

※上靴またはスリッパをご持参ください。

■ 整備予定箇所

3・3・31 南1条通（西7丁目通～石山通）の整備について

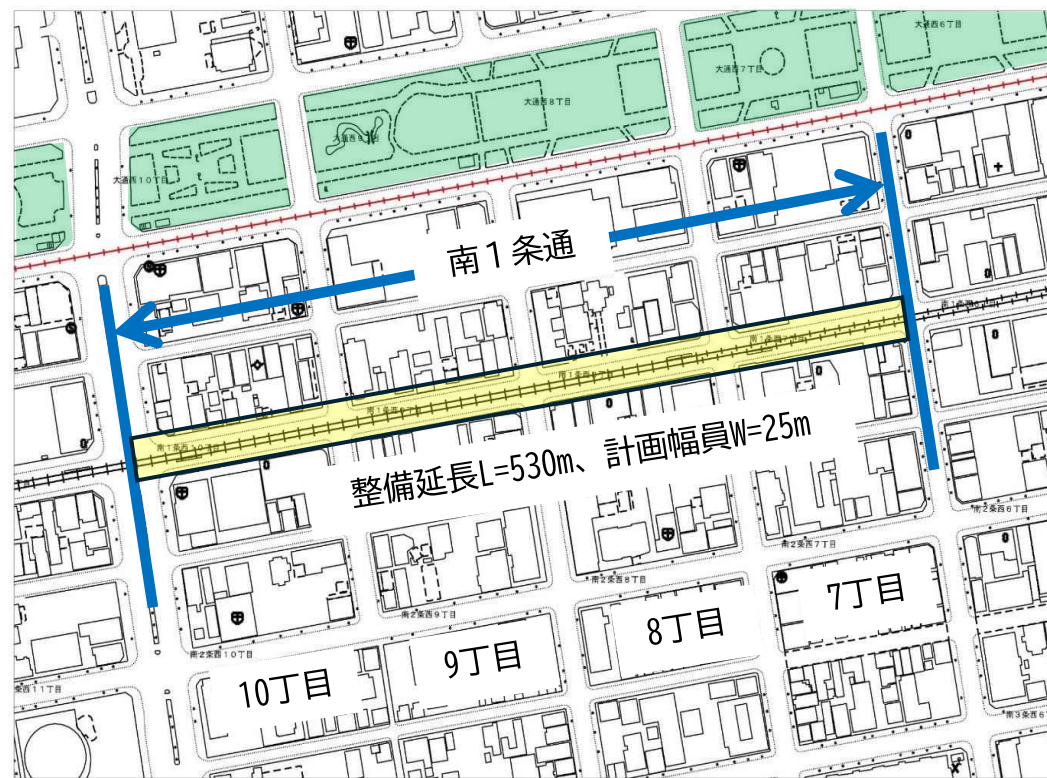
1 事業概要

南1条通は、菊水・旭山公園通を起点とし、中央区南2条西28丁目を終点とする延長約5,000mの幹線道路です。

本事業では、このうち西7丁目通（南1条西7丁目）から石山通（南1条西10丁目）までの区間について、道路拡幅及び無電柱化により、円滑な自動車交通の確保、良好な歩行者空間の創出、都市災害の防止などを図ります。

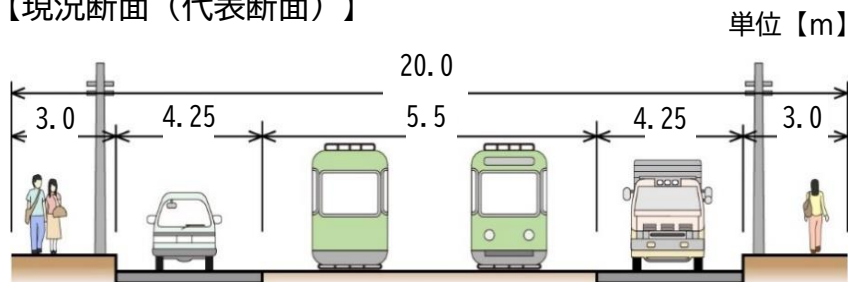
2 路線概要

都市計画決定 : 昭和11年10月2日（幅員25m）
事業区間 : 西7丁目通 ～ 石山通
延長・幅員 : 延長L=530m、幅員W=25m



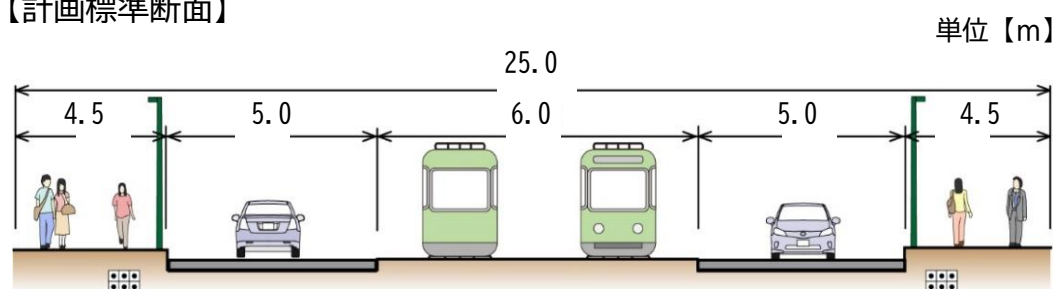
3 幅員構成

【現況断面（代表断面）】



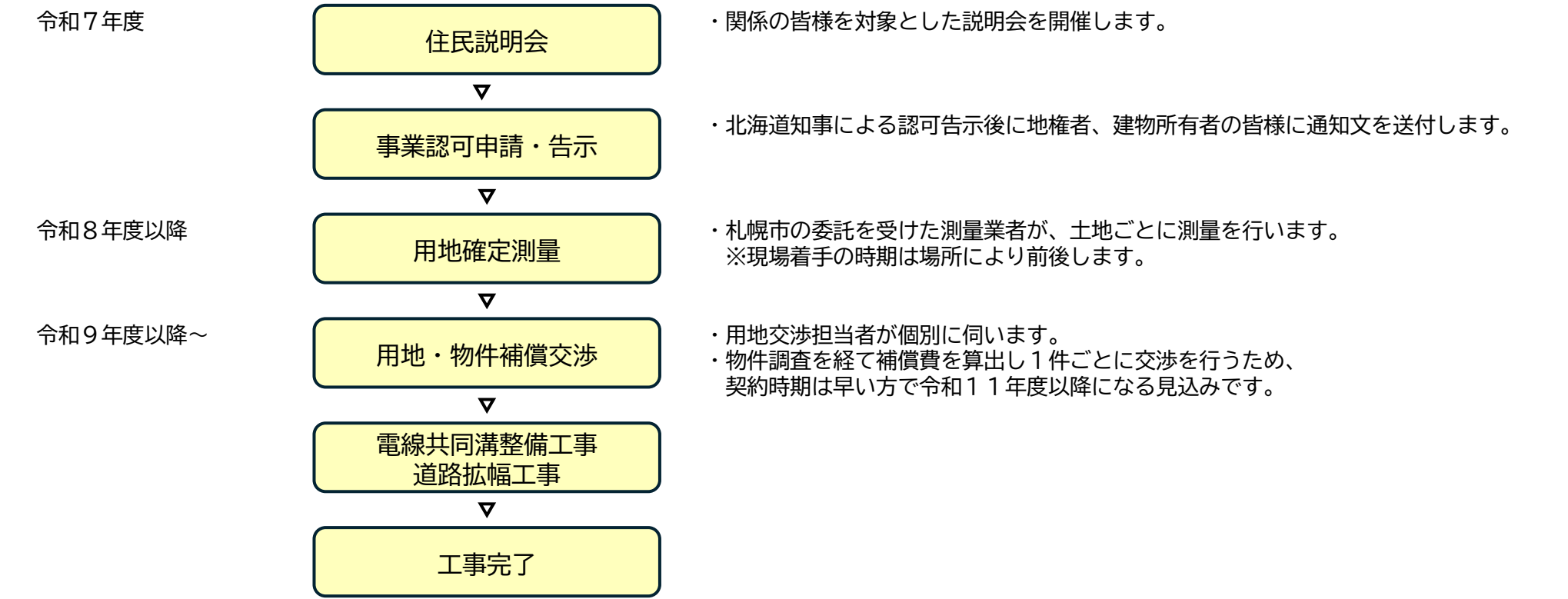
※現況断面は区間内の代表的な箇所を記載しています。

【計画標準断面】



※計画断面は現時点での予定であり、今後関係機関との協議等により変更することがあります。

4 今後の流れ（予定）



5 用地確定測量

用地買収の境界については、令和8年度以降に予定している「用地確定測量」の中で確定させていただきます。「用地確定測量」では、仮杭を設置した段階で、皆様に新しい境界をご確認頂き、市が用意する境界確認書に記名・押印をして頂きます。

なお、用地確定測量業務は、札幌市の委託を受けた測量会社が行い、皆様の土地に立ち入り、測量を実施させていただきます。（測量会社の技術者は、「測量調査員」の腕章を着用し、札幌市発行の身分証明書を携帯しています。土地の立ち入りと測量実施前には、測量会社からお知らせします。）

6 用地買収・物件補償

具体的な内容は、用地確定測量後、土地鑑定評価・物件調査の結果に基づき、個別に協議させていただきます。

7 事業認可後の制限について

- 建築等の制限（都市計画法第65条）
道路となる部分の土地において、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積しようとする方は、札幌市長の許可を受ける必要があります。
- 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）
道路となる部分の土地、建物を札幌市以外に売り払うときは、早い段階で札幌市に届け出てください。届けを受けた場合は、札幌市が先にお買いいただくことがあります。